

種苗法改正に伴う茨城県登録品種の自家増殖の取扱いについて

このことについて、国内の優良品種の種苗が海外へ流出することを防ぐことを主旨として、令和2年12月に改正種苗法^{※1}が成立しました。これに伴い令和4年4月1日から、生産者が登録品種^{※2}の収穫物の一部を次期作の種苗として利用する「自家増殖」については、育成者権者^{※3}の許諾が必要となることから、下記のとおりとしましたので了知願うとともに、詳細については、別紙を参照ください。

- ※1 種苗法：登録品種と育成者権者の権利を守り、品種の育成を促進するための法律。
- ※2 登録品種：種苗法の品種登録制度により国に登録された品種。
- ※3 育成者権者：品種を育成した者。育成者権者は、品種を国に登録することにより知的財産権のひとつである育成者権を得ることができる。
- ※4 許諾契約：育成者権の及ぶ登録品種の利用に必要な契約。

記

- 1 県内生産者が行う自家増殖の取扱いについて
 - ・従来通り許諾契約^{※4}を締結せずに、無償で自家増殖を行うことを可能とする。
 - ・ただし、県内生産者が県登録品種の種苗を購入する際には、自家増殖の状況を確認できる体制をとるため、利用条件等を記載した同意書に署名し、種苗生産の許諾先へ提出することを条件とする。
- 2 県外生産者が行う自家増殖の取扱いについて
 - ・許諾契約の締結を条件として、無償で自家増殖を行うことを可能とする。

茨城県登録品種^{※1}（出願中・既登録品種）における生産者が行う自家増殖の取扱いについて

茨城県登録品種については、県内における生産者の所得向上と地域振興に寄与する目的で育成されたことや国のガイドライン^{※2}に倣い、県内生産者については、従来通り県との許諾契約を締結せずに、無償で自家増殖を行うことを可能とする。

ただし、自家増殖の状況を確認するため、県内生産者が県登録品種の種苗を購入する際には、利用条件等を記載した同意書に署名し、種苗生産の許諾先へ提出することを条件とする。

なお、県外生産者についても許諾契約の締結を条件として、無償で自家増殖を行うことを可能とする。

※1 茨城県登録品種：茨城県が開発し種苗法に基づき登録出願した品種

※2 ガイドライン：公的機関における開発品種の許諾に係るガイドライン（令和3年3月30日、農林水産省）

表 作目別の利用制限と許諾の要否、許諾方法

作目	品目の種類 ^{注1}	栽培区分	自家増殖 ^{注2}			許諾方法
			生産者区分	可否	許諾契約	
作物	水稻：いばらき IL2 号 加工用水稻：いばらき糯 36 号 酒米：ひたち錦 べにばないんげん：常陸大黒	県内限定	県内	可	不要	県内生産者は許諾契約なく自家増殖が可能
	水稻：ふくまる SL*、一番星 陸稲：ひたちはたもち	限定なし	県内	可	不要	許諾契約なく自家増殖が可能
	県外		可	必要	許諾契約を結べば自家増殖が可能	
果樹	なし：恵水、早水	県内限定	県内	可	不要	県内生産者は許諾契約なく自家増殖が可能
野菜	いちご：いばらキッス、ひたち姫 ねぎ：ひたち紅っこ（赤） しそ：ひたちあおば	県内限定	県内	可	不要	県内生産者は許諾契約なく自家増殖が可能
花き	カーネーション：さんご、さらり きく：常陸サニールビー、常陸サマールビー、常陸サマールージュ、常陸サマーシルキー、常陸オータムゆうひ、常陸サマーライト せんりょう：紅珠、黄珠 芝：つくば姫、つくば輝、つくば太郎	県内限定	県内	可	不要	県内生産者は許諾契約なく自家増殖が可能
	グラジオラス：プリンセスサマーイ エロー、常陸あけぼの、常陸はなよめ、常陸はつこい、ひたち 11 号*	限定なし	県内	否	—	備考) 品種特性を維持するためには、高度な技術を要し、品質の維持が困難なため、生産者による自家増殖は許諾しない
	県外		否	—		
飼料作物	イタリアンライグラス：はたあおば、アキアオバ 3、ハルユタカ、那系 33 号	限定なし	県内	否	—	備考) 他殖性植物であり、品種本来の特性を維持できないため、生産者による自家増殖は許諾しない
			県外	否	—	

注1) 品種右の*印は、品種登録出願中であることを示す。

注2) 令和4年4月1日以降、種苗法改正に関わる種苗の自家増殖の扱いを示す。

(様式例)

茨城県登録品種の自家増殖に関する同意書

品種「〇〇〇〇」の収穫物を自己の農業経営に種苗として利用することについて、(氏名)は下記の事項を遵守することとし、違反した場合は、ただちに自家増殖をやめることに同意します(遵守事項を確認し、チェック欄にレ点を記載)。

また、許諾先が取得した個人情報を、育成者権管理の目的で品種「〇〇〇〇」の権利者に提供することに異議を申し立てません。

記

品種「〇〇〇〇」の収穫物を自らの農業経営に種苗として使用する期間は、令和〇年〇月〇日までとする。

※許諾先との許諾期間内とする。

自己の農業経営において種苗として用いなかった余剰の種苗を生産した場合は、遅滞なく廃棄又は食用とする。

収穫物を種苗として用いる際は、品種「〇〇〇〇」の特性を著しく損なうことのないよう、適切な種苗を選別し利用する。

また、利用した種苗によって品種「〇〇〇〇」の特性が損なわれる等の問題が発生した場合には、遅滞なく許諾先に報告する。

増殖した種苗は第三者に譲渡しない。

第三者から増殖した種苗の譲受又は譲渡の申し出があった場合は、遅滞なくその旨を許諾先に報告する。

そのほか品種「〇〇〇〇」の収穫物を種苗として利用することに関する事項について許諾先及び茨城県の指示に従う。

令和〇年〇月〇日

(農業者の自署により記名)